

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 船舶位置情報提供業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日  
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課  
電話 045-788-7629  
FAX 045-788-5001

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「船舶位置情報提供業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「船舶位置情報提供業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 3 月 1 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に  
対して行うとともに当機構のホームページにて公表する  
ことにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質  
疑が生じた場合も随時受け付け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の  
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等  
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所  
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す  
ることがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限 令和7年3月26日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年3月26日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 船舶位置情報提供業務
2. 業務目的 本業務は、水産庁委託事業「水産資源調査・評価推進委託事業」における外国漁船動向の把握および人工衛星夜間光データ利用技術開発のための検証作業用の現場データを取得することを目的とする。具体的には、北西太平洋、日本海、および東シナ海において操業する船舶自動識別装置(AIS)データを発信する外国漁船の情報を常時収集し、その動向を把握する。得られた情報は、人工衛星夜間光データから抽出される漁船の判別手法を検討等に利用する。
3. 履行場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 横浜庁舎  
(インターネット経由でのサービス提供)
4. 履行期間 自) 令和 7年 4月 1日  
至) 令和 8年 3月31日
5. 業務内容 水産資源研究所(横浜)のPCからのインターネット経由でのサービス利用環境を実現し、サービス内容については下記の仕様1)~16)を満たすこと。

1) ウェブ GIS プラットフォームとアプリケーションによるサービスとし、インターネット経由で1つのアカウントでの利用を履行期間中に提供すること。

2) 上記1) が利用できる様、アカウント(ID、パスワード)を支給すること。

3) 沿岸から沖合までの広域において陸上設置および人工衛星搭載のアンテナの両方で取得される AIS による全船舶についての静的情報(船名、船種、IMO 番号、MMSI 番号、全長、全幅)および動的情報(受信日時、緯度、経度、対地進路、船首方位、対地速力)を、地図上に表示されている船舶をマウスでクリックする等などの操作により陸上受信および衛星受信による AIS 情報を参

照できること。また、船名、MMSI 番号、IMO 番号のいずれかが把握されている船舶についての情報検索が可能であること。但し、船舶からの AIS 情報の一部または全部を受信できていない場合はこの限りではない。

※東シナ海および日本海においては沿岸船舶が多いため衛星受信データの利用が困難であるため、必ずしも衛星受信による全データの参照は必要としない。

- 4) AIS による全船舶の位置情報の更新については、陸上および人工衛星搭載のアンテナで受信後、データの伝送処理等に必要な最小の時間を除き、遅滞なく地図上での閲覧が可能なこと。
- 5) 任意で船舶を 500 隻以上登録でき、最新の航海情報を CSV ファイルとして無償でエクスポートできること。航海情報の出力項目は次の表の項目を満たすものとする。

(表) 航海情報の出力項目
受信日時、船名、MMSI 番号、IMO 番号、船種、全長、全幅、緯度、経度、対地進路、船首方位、対地速力

- 6) 地図上への船舶の表示については、5) の登録船舶についてのみ表示するなど、フィルター機能が使用できること。
- 7) 任意で選択もしくは検索した船舶については、地図上で直近 2 年間以上のうち連続する 3 か月以上の航海情報が表示できること。航海情報の表示項目は 5) の航海情報の出力項目を満たすこと。
- 8) 任意で選択もしくは検索した船舶の過去の航海情報は 1 ヶ月 550 回以上、直近 2 年間のうち連続する 3 か月以上分を CSV ファイルとしてエクスポートができること。航海情報の出力項目は 5) の出力項目を満たすものとする。
- 9) 地図表示部にて任意の 2 点間の方位・距離計測ができること。
- 10) また、日本海の指定範囲内、指定期間において AIS 情報を発信した全船舶のデータをデコード済エリア AIS 履歴データ標準フォーマット (CSV 形式ファイル) で提供できること。航海情報の出力項目は 5) の出力項目を満たすものとする。

- 1 1) デコード済エリア AIS 履歴データ標準フォーマットの指定範囲は日本海の「北緯35度～40度、東経129度～136度」とすること。
  - 1 2) デコード済エリア AIS 履歴データ標準フォーマットの指定期間は下記の通りであり、日時は全て日本標準時 (JST) 基準とすること。
    - ① 2016年1月1日～2016年12月31日
    - ② 2024年12月1日～2025年5月31日
  - 1 3) さらに、準リアルタイムに衛星が取得した全船舶の AIS データを指定範囲、指定期間に1時間おきに提供できること。指定範囲は図の青枠で囲った東シナ海、日本海と北西太平洋を含む我が国周辺海域とし、指定期間は2025年6月1日～2025年11月30日とする。航海情報の出力項目は5)の出力項目を満たすものとする。
  - 1 4) 本業務において、適切に業務を実施できることの証明として以下の制度等に基づく証明書等の (ア) もしくは (イ) のいずれかを保有していること。

(ア) 適切な情報セキュリティ管理を実施できることの証明として、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証もしくは ISO/IEC 27001 の証明書。

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達していることを確認する確認書。
  - 1 5) 日本国内の WEB サーバーにてサービスを提供し、AIS 情報を提供するサーバーのセキュリティ対策を十分かつ適切に講じておくこと。
  - 1 6) 本サービスの操作方法については電話、またはメールによるサポート・サービスを、平日の (祝日、および年末年始休業日を除く) 9時～17時 (日本時間) の時間帯で提供できること。また使用言語は日本語が可能であること。
6. その他 詳細については担当職員の指示に従うものとする。

